

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (総務福利課取扱い) 1
- 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則 (※) (教職員課取扱い) 2

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 3
- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 4

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部を改正する規則
(鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則 (昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 2 項中「教育次長」を「副教育長」に改め、同条第 3 項を削る。
- 第 9 条第 10 号中「教育次長」を「副教育長、教育次長」に改める。
- 第 21 条第 2 項中「教育次長等」を「副教育長等」に改める。
- 第 25 条第 2 項の表保健体育課の項を削る。
- 第 31 条第 1 項第 17 号及び同条第 2 項を削る。
- 第 35 条中「教育次長」を「副教育長」に、「総務福利課長」を「教育次長」に改める。
- 第 39 条第 1 項の表中

「	本庁	教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督する。
	課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。
	室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理する。
	課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。
	室	室長補佐	上司の命を受け、室長を補佐する。
	学校施設課	技術補佐	上司の命を受け、技術について課長を補佐する。
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。」	

を

「	本庁	副教育長	教育長を補佐し、教育長の命を受け、教
---	----	------	--------------------

		育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
	教育次長	教育長及び副教育長を補佐し、上司の命を受け、所掌の事務を掌理する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。
室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理する。
課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。
室	室長補佐	上司の命を受け、室長を補佐する。
学校施設課	技術補佐	上司の命を受け、技術について課長を補佐する。
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。

に改め、同条第 2 項の表参事の項の次に次のように加える。

生徒指導 総括監	本庁	生徒指導に関する総合調整
-------------	----	--------------

第 39 条第 3 項中「職（）」の次に「副教育長及び」を加える。

(職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の服務の宣誓に関する規則(昭和 51 年教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表事務局及び教育機関の職員の項中

教育次長	教育長	を
教育次長以外の本庁課長相当職以上の職員	教育次長	
副教育長	教育長	に改め、
教育次長	副教育長	
副教育長及び教育次長以外の本庁課長相当職以上の職員	教育次長	

同表学校の職員の項中「教育長」の次に「，副教育長」を加える。

(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正)

第 3 条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成 21 年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「教育長」の次に「，副教育長」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 5 号

鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則(目的)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年鹿児島県条例第 47 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、鹿児島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が服務を監督する教育職員(条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。)(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が正規の勤務時間(鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年鹿児島県条例第 25 号。以下「勤務時間条例」という。))第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)及びそ

れ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第 2 条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（正規の勤務時間から勤務時間条例第 16 条に規定する代替休暇を除いた勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 45 時間

(2) 1 年について 360 時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 100 時間未満

(2) 1 年について 720 時間

(3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1 年のうち 1 月において 45 時間を超える月数について 6 月

(その他)

第 3 条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 49 年教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表県立霧島自然ふれあいセンター所長の項を削る。

(鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和 49 年教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「教育長」の次に「，副教育長」を加え、同条第 2 号中「教育長又は」を「教育長，副教育長又は」に改める。

第 3 条第 2 項中「事務は、」の次に「副教育長及び」を加える。

第 11 条の表本庁の部教育長の項第 1 位代決者の欄中「教育次長」を「副教育長」に、第 2 位代決者の欄中「主務課の課長」を「教育次長」に、第 3 位代決者の欄中「組織規則第 25 条に規定する課の順序による当該課長」を「主務課の課長」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

副教育長	教育次長	主務課の課長	組織規則第 25 条に
------	------	--------	-------------

			規定する課の順序 による当該課長
--	--	--	---------------------

第11条の表地方機関の部県立霧島自然ふれあいセンター所長の項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

(以下別冊のとおり)

別表第 2 を次のように改める。

(以下別冊のとおり)

別表第 3 中「**、** 県立霧島自然ふれあいセンター」を削り、同表の 6 の項所長（館長（県立図書館にあつては副館長））の決裁及び専決事項の欄中第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 非常勤職員の任免に関すること。

別表第 4 の 7 の表を削り、 8 の表を 7 の表とし、 9 の表を 8 の表とし、 10 の表を 9 の表とする。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第 3 号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「（高校総体推進室を含む。第21条第 1 項を除き、以下同じ。）」を削る。

第 6 条第 2 項第 1 号中「（高校総体推進室を含む。以下同じ。）」を削る。

第 7 条第 2 項ただし書中「（高校総体推進室長を含む。第15条第 2 項及び第 3 項、第16条第 1 号アの表、第21条第 1 項、第22条第 2 項並びに第24条第 1 項を除き、以下同じ。）」を削る。第16条第 1 号アの表を次のように改める。

決 裁 区 分	記 号
教 育 長	甲
副教育長	乙
教育次長	丙
課 長	丁
課長補佐	丁 ₂
係 長	丁 ₃

第17条ただし書中「ものは」の次に「**、** 副教育長名」を加える。

第18条第 2 項「教育長名」の次に「**、** 副教育長名」を加える。

第26条第 1 項第 2 号ア中「（高校総体推進室にあつては「高総」）」を削る。

第29条第 2 項中「（高校総体推進室長を含む。以下同じ。）」を削る。

別記第 6 号様式中「教育次長」を「副教育長 **、** 教育次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。